

令和8年度

山形市の社会教育

山形市教育委員会 社会教育青少年課

目 次

I	令和8年度の社会教育	
1	令和8年度山形市社会教育の方針	2
2	山形市社会教育委員名簿	13
3	公民館施設概要	14
II	令和7年度の社会教育事業実績	
1	令和7年度山形市社会教育の方針	16
2	会議・研修等	27
3	令和7年度社会教育事業の実施状況について	29
4	公民館における社会教育事業	34
III	参考資料	
1	山形市社会教育のあゆみ	51
2	歴代の社会教育委員	59
3	歴代の公民館長	69
4	公民館利用者数の推移	80

I 令和8年度の社会教育

1 令和8年度山形市社会教育の方針

I 基本方針

近年、少子高齢化の進行、核家族化等による地域社会の変化に加え、社会においてはグローバル化や情報通信技術のめざましい進歩などが見られます。また、コロナ禍を経て、オンラインの活用等いかなる状況においても学びを止めない体制づくりを図ることが重要視されています。

本市では、平成28年11月に「山形市教育大綱」が策定され、本市における教育の振興に関する基本的な方針が示されました。それを受けて平成30年2月に「山形市教育振興基本計画」を策定し、本市の生涯学習・社会教育の基本方向性として「生涯学び、人や地域とのかかわり、よりよい社会を築く人づくり」を掲げ、基本理念と6つの基本方針に基づき、教育を推進してきました。さらに、令和4年4月に、これまでの取組や先に挙げた地域社会の変化等を踏まえて、計画の見直しを行いました。

本市の理念及び方針の実現に向け、今後も市民の生涯学習の場である公民館の環境整備や利便性向上を図るとともに、生涯学習情報の提供や相談支援体制をより一層充実させ、市民の自発的な学びを支援していきます。そして、人や地域とのかかわりの中で、学び合い教え合う喜びを味わい、市民一人一人が学びを通して生き生きと自己実現を図るとともに、学習成果を社会の中で適切に活かすことができる生涯学習社会の形成、並びに、将来にわたり持続可能な社会の実現に向けて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することを目指します。

山形市教育大綱

基本理念

郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり
～山形らしさの継承 発展 そして発信～

基本方針

- 3 地域の特色・歴史・文化を深く理解しつつ、世界における山形市を意識して行動できる広い視野を持った人財を育成します。
- 4 子どもの人格形成の基盤である家庭と、幼稚園・保育所等・学校・そして地域がそれぞれの役割を果たし連携・協働することによって、教育力の向上と地域社会の活性化をめざします。
- 6 郷土に誇りをもち、地域とのかかわり合いながら生涯にわたって学び続け、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、健やかな心と体を保ち続けようとする人財を育成します。

※生涯学習・社会教育に関連する方針を抜粋

山形市教育振興基本計画

生涯学習・社会教育の基本方向性

生涯学び、人と地域とのかかわり、
よりよい社会を築く人づくり

II 具体的な施策と主な事業

1 生涯学習支援体制の充実

社会の成熟に伴い個人の価値観やライフスタイルは多様化しており、今後も継続して市民の主体的な学びを支えていくためには、年代などで異なるニーズにも対応する、より幅広い学習支援が求められています。このような状況の中で、市民一人一人が生涯にわたって学び、自己実現を図ることのできる環境づくりに努めます。

(1) 生涯学習に関する環境の整備

ア 公民館施設の提供

市民の生涯学習活動の推進のために、生涯学習に参加する市民に対して公民館施設の提供を行います。提供にあたっては、公民館の空き情報をWEBで公開するほか、施設予約を電子申請でも可能にするなど、利用者の利便性を高め利用者層の拡大や利用者数の増加を図ります。

また、公民館施設を広く市民の利用に供するため、公民館施設の学習室やロビー等、市民が交流や学習活動を目的として個人でも利用できるスペースの提供を行います。放課後や長期休業中に特に要望が多い学習スペースについては、使用していない会議室等を開放します。

中学生を対象に「学びの場」として公民館施設を開放し、事業への参加を促すとともに、若者も利用しやすい公民館づくりを進めます。

イ 公民館施設の使用許可基準の緩和

民間企業等の社内研修や内部会議での利用のほか、地域の活性化に寄与する使用について、使用許可基準の緩和を実施してまいりましたが、「社会教育法」の趣旨に沿った運用の中で、更なる緩和を検討していきます。また、地域学校協働活動等での利用も踏まえ、これまで以上に、人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点となるよう、新たなニーズを踏まえた公民館のあり方について検討していきます。

ウ 公民館施設の管理及び維持・補修

市民の生涯学習の拠点となる公民館の施設について、市民の利便性を図るために、随時必要に応じて維持・補修を実施するなど、適切に管理します。

エ 公民館におけるICT環境の提供

公民館に整備されたWi-Fiを活用し、公民館事業やサークル活動の活性化、災害時の避難者の情報収集、学校の臨時休校時の学習環境の提供等、市民の情報収集の利便性向上に寄与します。

(2) 生涯学習に関する情報の提供

ア 公民館だよりの発行

公民館で開催する生涯学習講座や社会教育事業、市の事業や地域の情報、サークル情報等を掲載した公民館だよりを月1回発行し、周知を図ります。

イ 市公式ホームページ等への掲載

公民館だよりや公民館施設の概要、事業計画、生涯学習講座の案内等を広報やまがたや市公式ホームページ・SNS等に掲載し、幅広く情報提供することで、市民の参加を促します。

ウ 関係機関との連携

生涯学習情報について幅広く市民に発信し、自発的な生涯学習への取り組みを推進するために、関係機関との連携を図ります。

エ 文化活動と学びのプラットフォーム形成事業

公民館が、市民の「文化活動と学びのプラットフォーム」としてより機能を発揮し、市のビジョンである「文化創造都市」の形成に貢献していくため、公民館事業を含む、市内のイベント情報などを集約して提供できるデータベースを構築していきます。

(3) 市民の生涯学習活動への支援

ア 生涯学習相談への対応

市民が生涯学習活動に円滑に取り組むことができるよう、サークル及び講師情報や講座開催の手法等についての生涯学習相談に対応します。

イ 共催・後援

教育、学術、文化等の普及向上に寄与する事業に取り組む、公益性のある団体の活動に対して必要に応じて共催や後援等の支援を行います。

ウ 成果発表の機会提供

公民館等で活動しているサークルが日頃の学習成果を発表できる場や生かすことができる機会として、文化祭等を開催します。

エ 公民館とコミュニティセンターとの連携

公民館及びコミュニティセンター相互における市民の生涯学習機会を充実させるため、情報の共有や合同の研修会の実施等、それぞれのニーズに応じた連携を図り、公民館職員・コミセン事務局職員の情報交換、知識や技能の習得の機会を創出していきます。

オ 公民館講座等へのWEBによる参加申込方法の拡大

スマートフォン等でいつでもどこでもWEBで参加申込ができるよう、市公式ホームページからWEBによる参加申込みができる講座を増やしていきます。

(4) 社会教育関係団体の育成及び支援

市民の自主的な学習活動を促進するために、社会教育関係団体等（地域住民及び生涯学習サークルや青少年ボランティア等の地域団体）の育成に取り組みます。育成の一環として、青少年や成人、高齢者に対し、公民館事業における参加者への学習支援等、ボランティア活動の機会を提供します。

また、社会教育関係団体等に対して、研修等の情報の提供などの支援を行います。

2 社会教育事業の推進

社会教育は、社会を形成する自立した個人の育成に資するとともに、人と人との絆を深め地域課題の解決に寄与するなど、地域社会の活性化を図っていく上で重要な役割を果たしてきました。

一方、市民の価値観やライフスタイルは多様化し、地域における人と人との関係の希薄化等の新たな社会的課題や、それぞれのライフステージに対応した学習の充実と、時代の流れに柔軟に対応するための知識や技能の習得の機会が求められています。

社会教育事業は、対応が急務とされる課題の解決、また新たなニーズに積極的に対

応した「社会的要請学習の推進」と、地域の課題解決や世代間交流を図り、地域住民の連帯感を高める機会を提供する「地域づくり学習の推進」を大きな2つの柱として実施するほか、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える『地域学校協働活動事業』の推進などの事業を実施します。実施にあたっては、山形市の2大ビジョン（健康医療先進都市・文化創造都市）の実現、並びに将来にわたり持続可能な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）の視点を加え、関係機関（行政機関・民間企業・NPO・ボランティア等）との連携のもと、多角的な事業展開を図ります。

(1) 社会的要請学習の推進

社会の変化にあわせて、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた学習機会を、全市民を対象に提供します。事業を展開するにあたっては、広報やまがたや市公式ホームページ・SNS、公民館だより、チラシ等を介した周知を図ります。

ア 学習テーマの設定

事業の実施にあたっては、本市及び社会の現状やこれまでの事業実績を考慮したうえで、「デジタル社会」「環境・エネルギー」「健康づくり」「防災・防犯」「若者支援」「子ども支援」の6項目の学習テーマを設定し、リピーターを増やすことだけでなく、新しい対象者にも広げながら、学びの提供を進めます。

イ 事業提供の体制

6項目の学習テーマについて、公民館と社会教育青少年課が連携し、市民のニーズを把握しながら企画立案し、多角的な事業展開を図ります。その中で、公民館職員の事業づくりに関するスキルアップをめざし、事業全体の活性化につなげます。また、実施事業及びその対象地域に偏りが生じないように、テーマごとに担当する公民館を設定します。企画・運営にあたり、関係機関との連携や協力関係を構築し、質の高い効果的な学習機会を提供します。

<学習テーマ及び担当>

① デジタル社会	全公民館	
<p>仕事や日常生活の中で活用し、生活の利便性向上を図るために、パソコン操作及びスマートフォン等のICT機器の基礎的な操作やより実践的な活用方法を学びます。また、市公式SNS等での情報収集やアプリの活用、Wi-Fiの接続方法を含む、情報モラルやセキュリティー対策、情報リテラシーの啓発を行い、必要な時に、安全かつ速やかに必要な情報を受信する方法を学びます。</p>		
② 環境・エネルギー	北部公民館	霞城公民館
<p>「山形市環境基本計画」が目指す環境像である、「みんなで創る 豊かな自然と笑顔輝く 持続的発展可能なまち」の実現のため、身近な所から実践する取り組みを学ぶとともに、地域の豊かな自然と直接触れ合う体験を通して快適な生活環境のあり方を考えるなどして、市民の環境と生活への関心を高め、環境学習を推進していきます。</p>		
③ 健康づくり	中央公民館	西部公民館
	南部公民館	江南公民館
<p>心身の健康増進や病気・けがの予防のほか、高齢者の健康づくり、感染症予防やメンタルヘルス等の現代的な健康課題の解決について学びます。また、生涯に渡り健康維持や活力増進に繋がるようなスポーツ体験教室などを行います。実施にあたっては市が推進する「スクスク(SUKSK)生活推進事業」等と連携し、健康医療先進都市の確立に資する事業として展開していきます。</p>		
④ 防災・防犯	東部公民館	元木公民館
<p>災害発生の原因や社会と地域の災害対策の実態を知り、災害への備えや実践的な対処の仕方を学ぶとともに、最新の犯罪事例を知り身の守り方を学ぶことにより、市民の防災・防犯意識の向上を図ります。</p>		

⑤ 若者支援	社会教育青少年課	
	全公民館	
<p>高校生や大学生などが、公民館を活用し、「ナナメの関係」にある大人と広く学び合いながら自らの学びを実現することを通して、将来的に地域づくりに参画する人材として育てていくことを支援します。(まちなかサードプレイス)。</p> <p>また、中学生が公民館事業の企画立案・実施することを通して地域についての学びを深めるとともに、自己有用感を高め地域に対する愛着を持つことができるよう支援します。(サードプレイス Jr.)</p>		
⑥ 子ども支援	社会教育 青少年課	全公民館
<p>公民館における放課後こども教室として、週末や長期休業中にさまざまな豊かな体験学習の機会を提供することで、子どもの自立性を培い社会性を育みます。</p>		

(2) 地域づくり学習の推進

それぞれの地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応した学習機会や、世代間で交流しながら互いの理解を深め、地域住民の連帯感を高める機会を提供し、地域共生社会の実現を目指します。実施にあたっては、「地域住民相互のふれあい交流」、「地域と共に考えるまちづくり」をテーマに、各公民館独自の企画・運営による地域づくり学習を展開します。

① 「地域住民相互のふれあい交流」(公民館企画型)

より身近なテーマで親しみやすい事業を企画し、公民館により多くの地域住民が集い、幅広い世代間でバランスよく交流する機会を増やしながらか地域の連帯感を高めるとともに、今後の地域づくりを担う人材の育成を目指します。

	対 象	事 業 名	
(バランス重視) 世代別事業展開	少 年	ア 子ども育成事業 (公民館における放課後子ども教室)	
	青 年	イ 若者支援事業	
	成 人	ウ 成人学習支援	
	(保護者等)	エ 家庭教育支援事業	
			オ やまがた文化まなび事業

<注> 少 年：小学生・中学生を対象としたもの
 青 年：高校生相当年齢～25歳程度を対象としたもの
 成 人：成人一般（従来の「高齢者」にあたる年齢層を含む）を対象としたもの

ア 子ども育成事業

子どもたちの現状は、異年齢の子どもと集団で遊ぶ機会の減少やゲーム等の疑似体験の増加、少子化による子ども会組織の縮小などにより、体験的な学びが不足していると言われています。そのため、公民館における放課後子ども教室としてさまざまな体験や交流する機会を週末及び長期休業中に設定し、子どもたちの心を豊かに育むとともに、人とつながる喜びを実感し、主体的に人とかわらうとする思いを育てます。

イ 若者支援事業

将来的に地域づくりに参画する人材を育成することを目的として、各公民館において、若者のニーズや課題などを考慮した学びの場を提供します。

ウ 成人学習支援

社会の変化や地域のニーズをとらえた、高齢者を含む成人一般に向けた事業を展開していくことで、自主的な学習の推進を図ると共に、住民同士の交流・つながり

の場を創出します。

エ 家庭教育支援事業

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、家庭内の悩みや不安を抱えたまま保護者等が孤立してしまうことがあると言われています。こうしたことから、保護者等が安心感と自信をもって家庭教育を行えるよう、子どもへの理解や接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要な知識やスキルについて学ぶ機会や、子育ての悩みを相談する機会を提供し、支援を行います。

オ やまがた文化まなび事業

郷土の誇れる「文化」を資源に、地域の活力と魅力の向上を図ることを目的として、山形市が持っている多彩で豊かな文化を理解し、郷土愛を深め、多様な文化活動に触れることができる事業を提供します。また、実施にあたっては市が推進する「文化創造都市推進事業」等と連携し、文化創造都市の確立に資する事業として展開していきます。

② 「地域と共に考えるまちづくり」(地域共同企画型)

担当する地域との日常的なかかわりの中で把握した地域課題から、地域と共に 対応すべき課題を抽出します。それらの地域課題を共通認識する中で、地域団体と共同した学習プログラムを構築し事業を実施します。実施後には、成果と課題を確認し、次年度以降の継続性や方向性について地域団体とともに検討を行います。

(3) 公民館職員研修実施体制の充実

ア 公民館主事研修会の実施

地域との関係構築や、市民の学習ニーズの把握及びその解決に向けた事業の展開の手法等、公民館主事に求められる様々な知識・技能を身に付けるため、研修会を実施します。

イ 国等の研修への参加

国や県等の機関が主催する研修会に積極的に参加し、成果を職員間で共有します。

(4) 地域と学校の連携・協働体制の構築

(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進)

学校運営協議会は、教育委員会より任命され委員となった地域住民が、教職員とともに学校の運営に関して協議する機関です。学校と地域が一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことにより、「地域とともにある学校づくり^(※1)」の実現を目指しています。

また、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり^(※2)」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進します。そのために、地域と学校との連絡調整等を行うコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」の全小中学校への配置を進めます。

この、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取り組みとして捉え、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現することを目指します。

(※1) 地域とともにある学校…開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む学校。

(※2) 学校を核とした地域づくり…学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図ること。

ア 学校運営協議会と地域学校協働活動の充実・発展

学校運営協議会において、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動（地域学校協働活動）の話し合いを重ねながら生み出そうとするプロセスを重視した「熟議」が充実するよう、研修会の開催や情報提供等の支援を行います。また、地域学校協働活動を実施することにより、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民等に対して「大人の学び」の機会を創出します。

イ 放課後子ども教室の実施における学校との連携及び地域住民等の参画

放課後や週末、長期休業日等に学校の施設や公民館、その他の施設を活用して、学校との連携及び地域住民の参画を得ながら、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、価値ある体験活動や豊かなかかわりあいなどの学びを提供することを通して、子どもの自主性を培い社会性を育みます。（※社会教育青少年課は放課後子ども教室推進事業、公民館は社会的要請学習「子ども支援」及び地域づくり学習「子ども育成事業」において実施します。）

放課後子ども教室を通じて、地域と学校の連携・協働体制の構築を図ります。

(5) 「^{はたち}二十歳の祝賀式」の開催

今年度新たに二十歳になる方を対象に、社会の形成者になったことを自覚するための行事として「二十歳の祝賀式」を開催します。新たに二十歳になる方から有志を募り実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担うことにより、二十歳の方が主体的に参加できる祝賀式を開催します。

2 山形市社会教育委員名簿

任 期 【令和7年度～9年度】
令和8年6月1日現在

No	氏 名	役 職	備 考
1	アンドウ ヨウキ 安藤 耕己	山形大学 教育学部 教授	
2	オオヌマ チエ 大沼 千絵	山形県スクールカウンセラー 山形県家庭教育アドバイザー	
3	サガエ イコ 寒河江 郁子	地域学校協働活動推進員	
4	シノヅマ ジュンイチ 渋間 淳一	羽陽学園短期大学附属 鈴川幼稚園 前園長	
5	タカナシ アキエ 高梨 明恵	山形大学附属幼稚園 園長	
6	タカハシ オサム 高橋 修	山形市立第十中学校 校長	
7	タカハシ マサキ 高橋 正樹	山形市議会議員	
8	タケダ ミチコ 武田 道子	山形市芸術文化協会 常務理事	
9	タンジョウ ユウキ 檀上 祐樹	東北芸術工科大学 デザイン工学部 コミュニティデザイン学科 准教授（学科長）	
10	ナカガワ トモコ 中川 智子	山形市議会議員	
11	ニイゼキ トクジロウ 新関 徳次郎	大曽根餅つき保存会 会長	
12	ハヤシ カツトシ 林 勝俊	山形青年会議所 監事	
13	ホシノ ミチコ 星野 みち子	山形市食生活改善推進協議会 会長	
14	ワタナベ カズオ 渡部 和生	山形市東部公民館 館長	
15	ワタナベ 渡邊 さおり	山形市PTA連合会 母親委員会 委員長	

3 公民館 施設概要

No.	公民館	館長	所在地	TEL・FAX	完成年月	構造・階層
1	中央公民館	玉井 優	七日町1-2-39	TEL 623-2150 FAX 633-9804	昭和62年3月	鉄筋 4～8階
2	東部公民館 (福祉文化センター)	渡部 和生	小白川町2-3-47	TEL 642-5181 FAX 625-2150	昭和55年3月	鉄筋 3階
3	西部公民館	堀江 朝好	籠田1-2-23	TEL 645-1223 FAX 645-8330	昭和58年3月	鉄筋 3階
4	南部公民館	堀 明彦	小荷駄町7-110	TEL 641-6701 FAX 641-9945	昭和57年3月	鉄筋 4階
5	北部公民館	酒井 智子	宮町4-17-13	TEL 623-9073 FAX 625-7617	昭和51年3月	鉄筋 3階
6	江南公民館	村山 良光	江南1-1-27	TEL 684-4428 FAX 684-7397	昭和60年2月	鉄筋 4階
7	霞城公民館	佐藤 浩治	城西町2-2-15	TEL 643-2687 FAX 643-2784	昭和61年2月	鉄筋 3階
8	元木公民館	佐藤 幸雄	元木3-4-8	TEL 631-6551 FAX 631-9037	平成2年3月	鉄筋 3階